

小田原市告示第 1 2 2 号

小田原市市税条例（昭和 5 0 年小田原市条例第 2 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき、平成 2 8 年小田原市告示第 6 6 号において別途告示で定めることとされている期日は、次表の対象となる申告等の期限欄に定める期限について、同表の指定する期日欄に定める期日のとおり指定する。

平成 2 8 年 1 1 月 1 日

小田原市長 加 藤 憲 一

対象となる申告等の期限		指定する期日	
1	平成 27 年度分の給与所得に係る個人の市民税・県民税の特別徴収税額の納入期限	平成 28 年 12 月 12 日	
2	平成 28 年度分の給与所得に係る個人の市民税・県民税の特別徴収税額の納入期限		
3	平成 28 年度分の個人の市民税・県民税（普通徴収）の納付期限	平成 28 年 6 月 30 日に期限が到来するもの（第 1 期）	平成 28 年 11 月 30 日
		平成 28 年 8 月 31 日に期限が到来するもの（第 2 期）	平成 29 年 1 月 4 日
		平成 28 年 10 月 31 日に期限が到来するもの（第 3 期）	平成 29 年 2 月 28 日
		平成 29 年 1 月 31 日に期限が到来するもの（第 4 期）	平成 29 年 3 月 31 日
4	平成 28 年度分の固定資産税及び都市計画税の納付期限	平成 28 年 5 月 31 日に期限が到来するもの（第 1 期）	平成 28 年 11 月 30 日
		平成 28 年 8 月 1 日に期限が到来するもの（第 2 期）	平成 29 年 1 月 31 日
		平成 28 年 11 月 30 日に期限が到来するもの（第 3 期）	平成 29 年 3 月 31 日
		平成 29 年 2 月 28 日に期限が到来するもの（第 4 期）	平成 29 年 5 月 31 日
5	平成 29 年度分の固定資産税及び都市計画税の納付期限	平成 29 年 5 月 31 日に期限が到来するもの（第 1 期）	平成 29 年 7 月 31 日
		平成 29 年 7 月 31 日に期限が到来するもの（第 2 期）	平成 29 年 10 月 2 日
6	平成 28 年度分の軽自動車税の納付期限	平成 28 年 5 月 31 日に期限が到来するもの	平成 28 年 11 月 30 日
7	上記以外の申告、申請、請求その他の書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限	平成 28 年 10 月 31 日までに期限が到来するもの	平成 28 年 11 月 30 日

掲示期限	平成 2 8 年 1 1 月 1 5 日
------	----------------------